

陳 情 文 書 表

令和 2 年 9 月 1 日 提出

番 号	令和 2 年 陳情第 5 号
件 名	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情
陳 情 の 旨	<p>義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026 年度までの改善予定数 18,910 人）として、2020 年度分 4,235 人増の要求を行いました。しかし、8 年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増 3,726 人（加配定数 3,411 人、基礎定数 315 人）となり、教職員配置の見直し 2,000 人減を除いた改善数は 1,726 人の定数増にとどまりました。</p> <p>子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（給特法・条例）などの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第 8 次教職員定数改善計画」の策定や、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。</p> <p>2017 年 9 月に厚生労働省が発表した 2016 年の「国民生活基礎調査」では、18 歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親世帯は 50.8%と、依然として 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。また、2019 年 3 月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 15.23%と 7 人に 1 人、北海道においては全国で 8 番目に高い 21.04%と 5 人に 1 人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。</p> <p>このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費</p>

や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見書の提出を陳情します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化の実現、所得制限を導入している高等学校等就学支援金制度の改善など、就学保障の充実を国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

陳情者の住所氏名

芽室町東1条南1丁目
連合北海道芽室地区連合 会長 北畑 圭一郎

受 付 年月日	令和2年8月17日
備 考	